

議会改革推進特別委員会報告書

1 序論

(1) 設置目的等

令和6年6月に「スピード感を増す行政執行や多様性の尊重など、社会経済環境の変化に対し、機能と主体性を確保し、広く市民の信託に応えるため、基本的な議会の活動原則を検証するとともに、議会運営の改革推進に向けた調査研究を行う」ことを目的に議会改革推進特別委員会を設置し、この間、通年議会制への移行やオンライン議会の実施の研究、議会基本条例の検証作業など、設置目的の達成に向けて活発に議論を重ねてきた。

2 成果

議会改革推進特別委員会による議論の結果、次の3つについて令和8年度から実施することを決定し、条例改正等の必要な手続を行った。

(1) 通年会期制及びオンライン委員会の導入

新型コロナウイルス感染症の拡大やそれに引き続く物価高騰を背景に、迅速かつ的確な行政サービスの提供を求められる局面が急増している中、より一層市民の信託に応え、政策決定の主体としての責務を全うしていくため、議会が、主体性を持ち、迅速に意思決定できる体制の整備することを目的に地方自治法第102条の2に基づく「通年会期制」の導入を決定した。あわせて緊急事態に際して議会活動の継続性を確保する観点から、オンラインによる委員会開催の制度化についても、機材等の整備と合わせて推進することを決定し、これらについては、令和7年12月定例会において関連する条例等の整備を提案し、全会一致で可決したところである。

なお、通年議会制度の導入に当たっては、議事運営の効率化と議員一人一人の権利の観点、そして議会による政策立案の推進の観点から、総括質疑のあり方、一般質問のあり方、合わせて代表質問の導入についても議論を行った。総括質疑については、議案審査に当たり議員一人一人が持つ固有の権利であることを踏まえ、全議員の権利としつつ、質問時間に制限を加えることも検討したが、議論の結果、最終的にこれまでどおり、会派の代表によることとするほか、無所属議員全員が総括質疑をすることができることとするを申し合わせることにした。また、一般質問については、重複する質問に対する市民等からの批判や議事運営の効率化、政策形成に資する質問とすべきとの観点から、議会運営委員会による重複質問の調整などの手法についても検討を行ったが、議会開会

前の調整に係る時間及び理事者の答弁調製の時間の確保に難点があることや、同じ質問に見えても視点が異なるなどの意見もあり、結果として、これまでどおりとすることとした。さらに代表質問の導入についても検討を行ったが現在の会派代表による総括質疑が実質的な代表質問として機能していることを踏まえ、導入を見送ることとした。以上、通年議会導入に当たっての検討経過として付言する。

(2) ハラスメント対策

昨今の全国的な各種ハラスメントに関わる報道等を受け、議会におけるハラスメント対策を調査研究し、また、議員アンケートの結果も踏まえ、まずは議員間のハラスメント対策から進めることとし、令和8年度から委託した弁護士が相談窓口となる相談体制を構築するとともに、別添のとおりハラスメント対策のガイドラインを定めた。

(3) 政務活動費の見直し

議会基本条例の検証作業を進める中で、会派の議論に合わせて、会派に属さない議員の権利やこれに付随して政務活動費の取扱いについても議論を行ってきた結果、会派に属する議員と会派に属さない議員との間で1人当たりの政務活動費に差異があることは議員としての権利は平等であるべきにもかかわらず、不公平な状態にあるとの結論に至り、会派政務活動費を廃止し、議員政務活動費に一本化する制度の見直しを市長に要請し、特別職報酬等審議会への諮問・答申を経て、令和8年3月議会において関係条例の改正がなされたところである。

3 提言

(1) 議会基本条例関係

平成22年に議会基本条例を制定してから、この間、条例に基づく市民との意見交換会の実施や不断の議会改革の取組に努めるとともに、条例第30条に基づく検証と見直しを行ってきた。このたびの議会改革推進特別委員会においても4年ごとの定期的検証として議論を行ってきた結果、「おおむね達成している」と評価した条項が大半であった。一方、条文あるいは逐条解説に沿った取組は行われているものの、改善を図るべきと考えられる項目が複数あったことから、以下のとおり提言する。

第9条（議会報告会）については、参加者の固定化などの課題が認められる中、これまでも多様な開催方法を試行しながら改善に努めているところだが、引き続き多様な開催方法を検討・試行していくべきこと。

第10条（広報広聴委員会）、第14条（政策立案及び政策提言）及び第18条（政策等の形成）に関して、市民意見を起点とした政策形成の活発化を一層進めるために、

広報広聴委員会による市民意見の整理方法の見直し、課題調整会議の検討における各委員会との関係性を見直し、さらに政策形成検討組織の見直しなどについて、別紙のとおり改善するよう詳細の検討を進めるべきこと。

第15条（議会運営）及び第16条（委員会）に関連して、議員間討議及び委員間討議について、現状、実施はされているものの、固定したルールはなく、その意義やどういう場合に実施するかなどを引き続き研究し、全議員が理解を深める必要があること。また、委員間討議をリードする役割を担う各委員長には、委員長研修などの機会を捉えてファシリテーション能力の向上を図る必要があること。

第20条（議会の研修）については、議員の視察に関連して、「視察で得た知見によって、市に提言すべきものがあれば提言を行う努力をする」と「研修会と同様の目的で視察を行うものとする」旨を、逐条解説に加筆すべきこと。

第22条（交流及び連携の推進）については、現在の交流活動は政策や行政課題の解決という目的を十分に果たせていないと考えられることから、明確なテーマを設定し、ワークショップ形式での意見交換を行うなどの見直しを図るため、本市議会主催の交流研修において試行し、その成果を確認していくこと。

第24条（議会図書室）については、議員による活用が十分ではないという現状を踏まえ、専任の司書や予算の確保、資料の収集方針の策定など議員のリファレンス等に対応できる体制の整備が必要と考えられることから、今後、先進地研究や議員のニーズ調査を行うこと。

なお、第5条（会派）の検証の過程において、一人会派を認めるべきか否かが論点となった。これまでの会派制を主軸とした効率的な議会運営を踏まえ、これまでどおりとする意見が多数を占めたが、一方で、一人会派を認めるべきという意見、議会運営委員会及び各派代表者会議において現在、無所属議員の位置付けはオブザーバーだが、議員一人ひとりとしての権利は平等であるとの観点から、その発言について構成員と同等の取扱いをすべきとの意見もあったことを付言する。

このほか、2の成果で述べた通年議会制の導入等に伴い、議会基本条例の逐条解説について見直しが必要となることから、別添のとおり修正することを提言する。

(2) 議員定数関係

一般的に人口と議員定数とは強い相関関係があることは改めて言うまでもない。しかしながら、14市町村による合併の歴史と広大な面積を抱える本市においては、市街地には市街地の、また中山間地域には中山間地域の、また合併前旧市町村ごとの、それぞれの地域における多様な課題があり、単に人口比例だけでは、民意を議会活動に十分に反

映できないのではないかという懸念が存在する。そこで、議会改革推進特別委員会では、基本的指標としての人口だけでなく、地勢的指標として面積、市道総延長、合併履歴、森林面積、社会的指標として年少人口比率、高齢化率、合計特殊出生率、外国人比率、行政の指標として標準財政規模、職員数、実質公債費比率、さらに議会の指標として歳出予算に対する議会費の占める割合について、相関係数を用いて全国の815市区との比較、さらに同人口帯の市区との比較をした散布図を用いて議会の定数に影響を及ぼす要素を検討した。

こうした検討を経て、当市における人口、地勢・合併構造、行政規模等の議員定数に影響を及ぼす各種指標と議員定数について相関係数を用いた分析を行った結果、議員定数の削減及び現状維持のいずれにも一定の合理的根拠が認められた。

これらの分析を基に委員及び各党派からの意見を集約した結果、多様な意見が寄せられ、一つの方向性に至らなかった。

したがって、議会改革推進特別委員会としては、次期の検討組織において、削減案及び現状維持案の双方を対象として、令和9年中に結論を得るよう検討を継続することを申し送る。

なお、議員定数の検討に当たっては、しかるべき時期に市民意見の聴取を行い、その結果を参考に最終決定を行うべきことを申し添える。

4 むすびに

2年間にわたる議会改革推進特別委員会の活動もこの報告書の提出をもって区切りを迎えるが、議会改革については不断の取り組みが必要であることは改めて言うまでもない。このたびの報告書に記載した提言を実行していくために、引き続き議会改革推進の検討組織を設置し、取り組みを継続していくことを望むものである。

5 資料（協議経過）

別紙のとおり

6 別添資料

①ハラスメントガイドライン、②基本条例各条の検証結果一覧、③政策形成の活発化に向けた手順の変更案、④議会基本条例逐条解説改定案